

中部学院大学・中部学院大学短期大学部 後援会修学資金貸付規程

(目 的)

第1条 この規程は、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部（以下「本学」という。）の在學生であって、経済的理由により修学に困難な者に対して学資金等を貸与することにより、学業の継続を援助することを目的とする。

(修学資金の設置)

第2条 前項の目的を達成するため、中部学院大学・中部学院大学短期大学部後援会（以下「本会」という。）の拠出金による中部学院大学・中部学院大学短期大学部後援会修学資金（以下「修学資金」という。）を設置する。

(貸与を受ける資格)

第3条 修学資金の貸与を受けることのできる者は、本学の在學生で、家計支持者の死亡、長期療養、失職又は火災等による家計急変のため、緊急に修学資金の貸与を受ける必要が生じた者とする。

2 この規程による修学資金の貸与を受けようとする者は、他の法令等に基づく奨学金・修学資金等の給付又は貸与と重複することを妨げない。

(貸与する修学資金)

第4条 貸与する修学資金の額は、当該年度の半期学納金（授業料、施設設備資金及び教育充実費の合算額をいう。）を限度とする。

(貸付けの申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、本会あての修学資金貸付申請書に必要書類を添付し、その所属する大学の学長（以下「学長」という。）へ提出するものとする。

2 修学資金の貸与を受ける必要が生じたときは、随時申請できるものとする。この場合において、前回貸与を受けた修学資金の返還が完了している場合は、重ねて申請できるものとする。

(審 査)

第6条 修学資金の審査は、別に定める修学資金選考委員会において行うものとし、その結果を出願者が所属する大学の学長に報告する。

(貸与の決定)

第7条 修学資金の貸与は、前条により出願のあった者について学長の推薦を受けて、本会会長が決定する。

(修学資金の決定通知及び借用証書等の提出)

第8条 修学資金の貸与を決定したときは、すみやかに本人に通知書を交付するものとする。

2 修学資金の貸与の決定の通知を受けた者は、修学資金借用証書、修学資金返還明細書及び印鑑証明書を通達書を受け取った日から起算して20日以内に提出しなければならない。

(修学資金の交付)

第9条 修学資金の交付は修学資金借用証書、修学資金返還明細書及び印鑑証明書が提出された後、申請書に記載された銀行口座に振り込むものとする。

(連帯保証人)

第10条 申請者は、連帯保証人（以下「保証人」という。）を1名立てなければならない。

2 前項の保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、保証人は法定代理人とする。

(届出義務)

第11条 借受者は、次の場合に該当するときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

① 借受者の氏名又は住所（連絡先）を変更したとき。

② 保証人の氏名、住所に変更があったとき、又は保証人が死亡等の理由により、保証人として適当でなくなったとき。

(保証人の変更)

第12条 借受者は、保証人が死亡等の理由により、保証人として適当でなくなったときは、速やかに代替りの保証人を立て届け出なければならない。

(修学資金の返還)

第13条 貸与を受けた修学資金は、一括又は割賦の方法により返還するものとする。

2 前項の修学資金の返還は、貸与を受けた月の翌月から計画的に返還するものとし、在学中に返還を完了しなければならない。

3 ただし、前項の定めにかかわらず、特別な理由がある場合においては、修学資金返還猶予申請書を提出し、その返還期限を2年に限り延長することができる。

4 修学資金の返還の債務を履行しないときは、借受者及び保証人に対し、法的手続を執行する場合がある。

(修学資金の返還免除)

第14条 修学資金の貸与を受けた者が、死亡又は心身障害により修学能力を喪失し、その修学資金を返還することができなくなったときは、修学資金返還免除申請書を提出することにより、その修学資金の返還未済額の返還を免除することがある。

(延滞利息)

第15条 借受者は、正当な理由が無く修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞金を支払わなければならない。

(運 営)

第16条 この規程の運営は、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部学長に委任する。

(施行細則)

第17条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。

1 2002年5月25日 一部改正

2 2009年10月1日 「中部学院大学・中部学院大学短期大学部後援会奨学金規程」を廃止し、「中部学院大学・中部学院大学短期大学部後援会修学資金貸付規定」を施行